

## 基本目標 I

### 個人の尊厳の確立

#### 現状と課題

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、すべての基本的人権は、性別に関わらず保障されています。また、男女共同参画社会基本法においても、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」となっています。しかし、市民の意識・実態調査では「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」「家事・介護は女性がした方が良くと思う」の問いに、どちらも半数以上が否定的である反面、「自治会などの代表は男性」「女性は気配り」「男性の決断力」「子育ては母親」という性別的な役割を肯定する意見が5割以上を占めています。このアンケート結果を見てみると、今だ男女ともに、意識の中の固定観念が残っている状況や環境です。

また、近年ではセクシュアル・ハラスメント(※1)、ドメスティック・バイオレンス(DV)(※2)、デートDV(※3)、ストーカー行為(※4)などの男女間の暴力が社会問題化しています。性別に起因するこれらの問題は、あまりに日常的な要素があることから気づきにくく、個人の問題として表面化しにくいところに問題の深刻さがあります。暴力は重大な人権侵害であり早急な対応が必要です。そのためには、人権尊重の意識と環境づくり、性別に起因する暴力の根絶への体制強化、男女がその個性と能力を充分発揮し、健やかに生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

**(※1) セクシュアル・ハラスメント** 相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって、仕事がしづらくなったり、働きにくくなること。

**(※2) ドメスティック・バイオレンス(DV)** 配偶者やパートナーなど密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・言葉の暴力・社会的暴力など暴力全体のこと。

**(※3) デートDV** 交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

**(※4) ストーカー行為** 特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨恨の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人のこと。

「つきまとい等」：①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ ②監視していると告げる行為

③面会・交際の要求 ④乱暴な言動 ⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ

⑥汚物などの送付 ⑦名誉を傷つける ⑧性的しゅう恥心を害する行為

## ① 人権尊重の意識づくり

### <施策の方向性と取組>

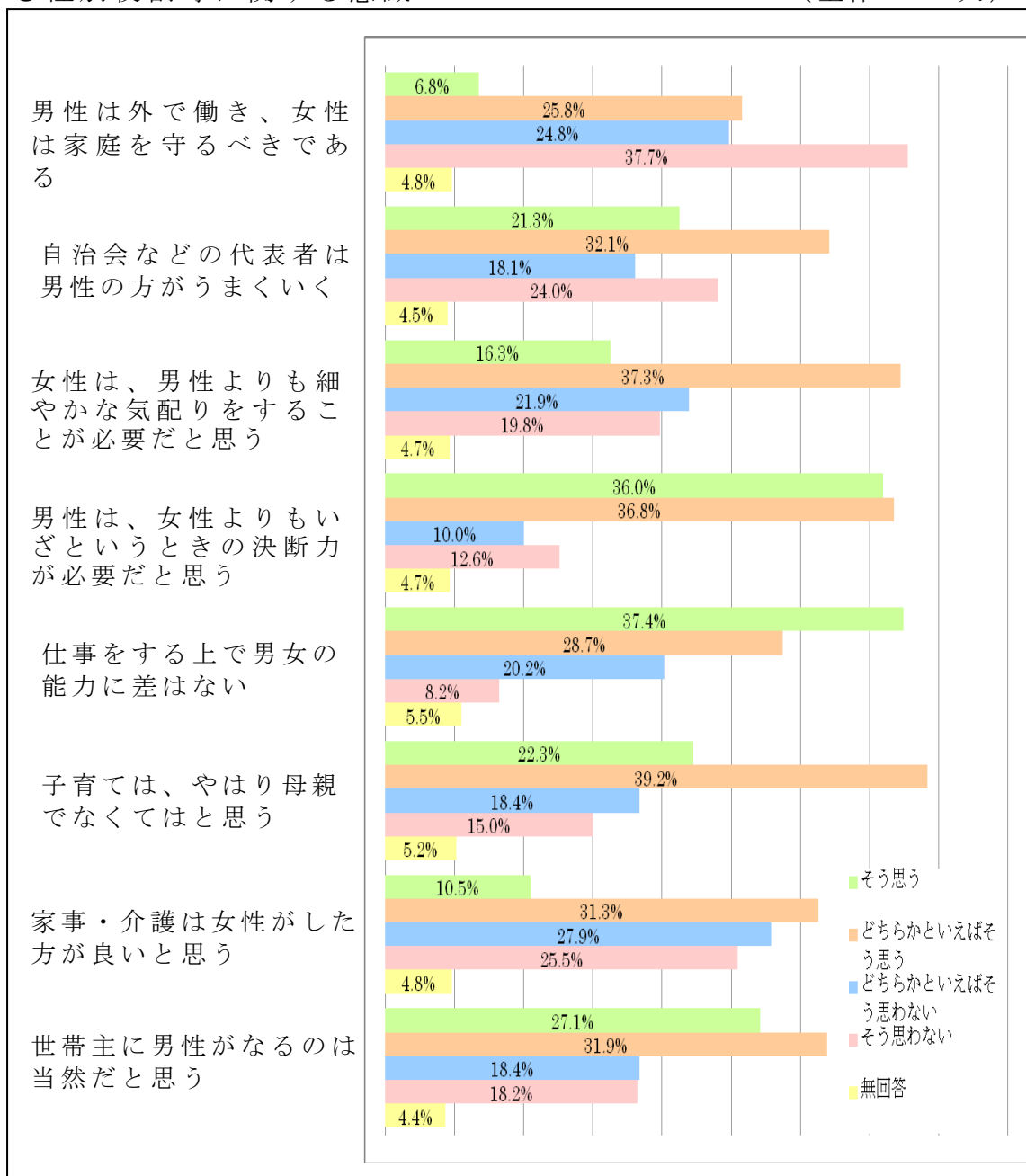
人権とは、「人間が人間として生まれながらにして持っている権利」のことで、私たち人間社会の基礎であり、男女共同参画社会形成の実現に不可欠なものです。市民意識調査では、8ページのグラフに現れているとおり、性別役割等に関する意識において、家庭や地域社会での役割に対する固定的な意識が根強く残っていることが伺えます。何人も、性別、年齢、障がい、国籍、社会的身分などに関わらず、自由な選択によって自らの人生を主体的に生きていくことが重要です。お互いの生き方や考え方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権意識を高める施策や人権尊重を地域ぐるみで推進していきます。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
講演会・講座・研修の開催	・男女をはじめ、あらゆる人権意識高揚のための講演会などを開催し、啓発活動を推進します。	人権同和教育啓発センター
人権教育の推進	・図書やビデオ・DVDなどの学習資料を充実し、あらゆる人権教育の推進や情報提供を行います。	人権同和教育啓発センター

【参考資料】

● 性別役割等に関する意識

(全体：620人)



データ（平成26年度 市民の意識・実態調査より）

## ② 人権尊重の環境づくり

### <施策の方向性と取組>

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間かけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識が挙げられます。「市民の意識・実態調査」では、「学校」において平等になっていると考えている人が58.5%と平成22年調査（58.0%）より0.5ポイント。「社会通念・しきたり」について平等は、16.6%と平成22年調査（13.7%）に比べ2.9ポイントと前回の調査と比べて伸びが高くなってきてはいるものの平等という意識は、全体で見ると極端に低い状況です。男女共同参画社会を形成するには、性別による差別的取り扱いがないこと、男女が個人として能力が発揮できる機会が確保されること、男女の人権が尊重される環境づくりが必要と考えられます。

そのためには、行政からの啓発のみならず市民活動グループの育成と充実、関係機関が連携した人権尊重の環境づくりを進めねばなりません。

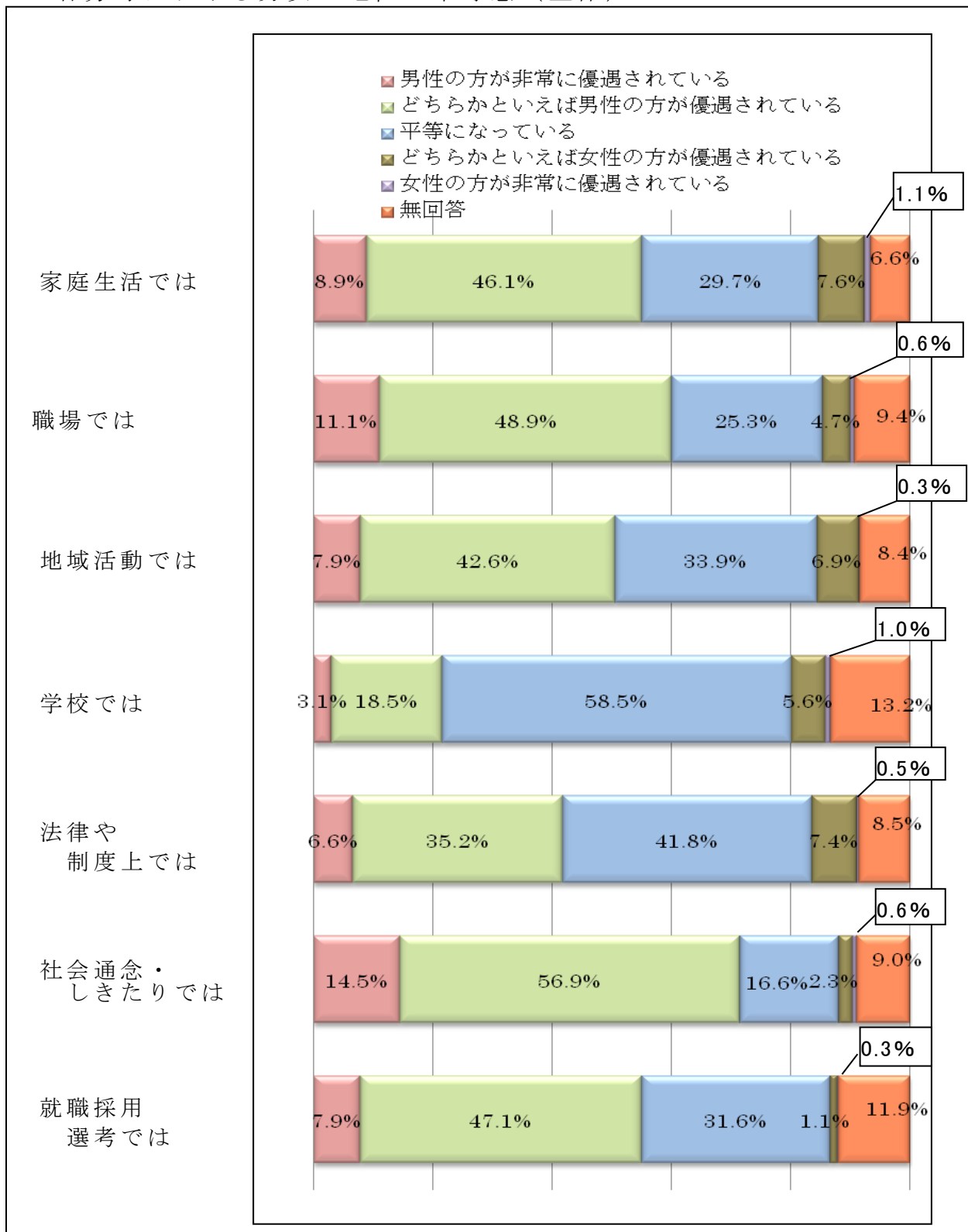
男女共同参画社会推進を阻む人権課題解決の重要性を認識し、市民と行政が一体となって取り組むことができる組織づくりやネットワークの構築に努めます。

また、次代を担う子どもたちが健全に育つ環境づくり、社会的に弱い立場の女性や子ども、高齢者など関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

### <代表的な数値目標>

代表的な目標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
男女の地位の平等感 (家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・就職の 7分野の平均)	33.9%	40%
人権啓発に関する研修会等を開催した公民館数	15館	26館

■ 各分野における男女の地位の平等感（全体）



データ（平成26年度 市民の意識・実態調査より）

具体的施策	内 容 説 明	担当課
組織づくりとネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政などの連携を強化し、女性の登用も意識した組織化やネットワーク化を推進することで、人権尊重の環境づくりに努めます。</li> <li>• 地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館などと連携した男女共同参画や人権教育の啓発活動を進めます。</li> </ul>	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>人権同和教育啓発センター 生涯学習課</p>
子どもたちが健やかに成長できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校・地域・家庭が一体となり地域に根ざした青少年の健全育成活動を推進します。</li> <li>• 携帯電話やインターネットの普及に伴い、青少年に有害な情報への接触、不適切な利用の危険をはらんでいる状況であることから、情報を的確に選び、適切に活用する力を身につけるよう教育・啓発を行います。</li> <li>• 関係機関と連携し、地域をあげて非行防止運動を展開し、非行のない安全・安心なまちづくりを推進します。</li> <li>• 児童生徒が安全で安心して学習できる環境を確保するため、学校での危機管理体制の充実に努めます。</li> </ul>	<p>地域福祉課 学校教育課 生涯学習課 青少年サポートセンター</p> <p>学校教育課 青少年サポートセンター</p> <p>地域福祉課 青少年サポートセンター</p> <p>学校教育課 青少年サポートセンター</p>
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権擁護委員（※5）や民生児童委員（※6）などの関係機関と連携を取り、相談窓口を充実します。</li> </ul>	<p>人権同和教育啓発センター 地域福祉課</p>

**（※5）人権擁護委員** 法務大臣が委嘱した民間の人たちで、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、地方法務局や市役所などで、地域の皆さんから人権相談を受けるなどしています。

**（※6）民生児童委員** 民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援などを行います。

### ③ 男女間における暴力の根絶

#### <現状と課題>

ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、ストーカー行為など男女間の暴力が、複雑、多様化し深刻な問題となっています。最近では、配偶者間だけでなく、若い世代の男女間で起きる交際相手からの暴力も増えてきています。これらの問題は個人的な問題として表面化しにくく、特にDVは家庭内で行われることが多く発覚しにくいいため、救済が遅れ、被害が深刻化しやすいという特徴があります。また、DV被害者本人がDVを受けていることに気がついていなかったり、加害者も罪の意識が薄いことが多く、暴力が激化する傾向があるようです。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、DVが行われる家庭において、子どもが直接暴力の対象になっている場合だけでなく、子どもの目の前でDVが行われることによって著しい心理的外傷を与える場合も児童虐待にあたると定められています。

今回の「市民の意識・実態調査」においては（15ページ、参考資料）、暴力を受けたことがある人は男性1.0%に対して、女性は3.2%と女性の方に被害が多く、直接経験した人は男女併せて全体の2.1%、自分のまわりに経験した人がいる人は7.6%となっています。

県内のDV相談件数（16ページグラフ参照）を見ると、最近5年間では概ね800件台で推移しています。また、浜田市のDV相談（延件数）においては、前回調査に比べ暴力を受けたことがある人は数値的には下がっていますが、実際には、平成22年度は12件であったのが、平成26年度は20件と増加しており、多くの関係機関と連携して対応することが必要な複雑な相談も増加しています。

また、暴力の内容を見ると、複数の暴力を併せて受けていることがわかりますが、その中で多いものから精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力の順となっています。

暴力を受けたことのある人のうち、全体の半数以上にあたる人が誰にも相談しなかったと回答していることから、潜在的な被害も多いと考えられます。また、相談した人の中でも、公的機関や専門家への相談はまだまだ少ないのが現状と考えられます。

異性に対する暴力を無くすためには、「被害者が安心して相談できる窓口を充実させる」と考えている人が最も多く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」となっており、公的機関の適切な対応が求められています。

また、「あらゆる差別や暴力を許さないよう人権を尊重する啓発活動の充実」「学校や家庭で男女平等や性についての教育の充実」「法律・制度の制定や見直しを行う」が続いており、未然防止への人権啓発と被害者保護の充実を求める意見が増加しています。

### ＜施策の方向性と取組＞

DVは未然防止・早期発見により、暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが可能になることから、DVについての正しい知識の啓発及び、関係機関等との連携を図り、被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行うことが必要です。

DVの被害にあった人が相談しやすくするためには、プライバシーが保護された相談室の確保が最も多く求められており、対応する職員の資質向上や夜間・休日の相談窓口の充実とともに、相談窓口の周知や啓発活動も必要です。

- 1 配偶者からの暴力をなくす社会づくり  
暴力は許されない犯罪行為であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、様々な機会を通じて意識啓発を行います。
- 2 相談体制の充実と被害者保護の推進  
関係機関と連携をとりながら、安心して相談ができるよう相談体制の充実を図り、被害者への支援を行います。
- 3 被害者の自立支援  
被害者の状況や必要に応じて、自立を支援するための情報提供等を行います。
- 4 推進体制の整備  
庁内における体制整備と関係機関との連携強化を図り、被害者にとって適切な対応を行います。



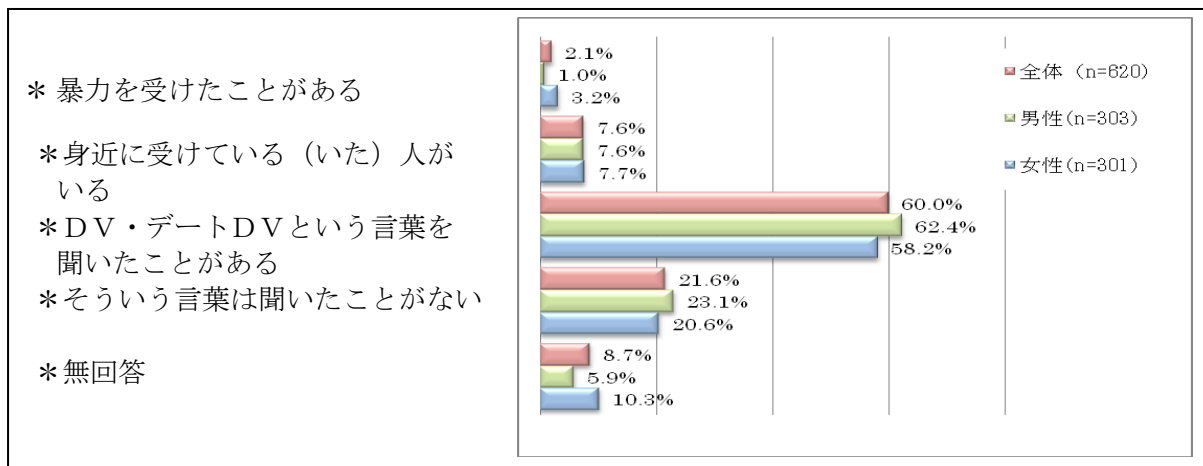
具体的施策	内 容 説 明	担当課
DV防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌への掲載や講演会・講座の開催を通して、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知し、意識啓発に努めます。</li> <li>・ 相談窓口を記載したカードやパンフレット等を配布し、相談先の周知を図ります。</li> </ul>	子育て支援課  子育て支援課
被害者の保護や自立支援のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の対応を含めた被害者の保護及び自立支援のために必要なさまざまな制度に関する情報提供を行います。</li> <li>・ 被害者からの相談には心情に配慮した適切な対応をし、安全と生活の安定に向けた助言や支援をします。</li> </ul>	子育て支援課  子育て支援課
相談体制の充実および相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV相談に対する適切な対応ができるよう、研修会等への参加により各種相談員の資質向上を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
市における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係窓口で適切な対応ができるよう、庁内連絡体制を整え関係課との連携を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
関係機関との連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースによっては児童相談所女性相談担当や警察等の関係機関の指導・助言を受け、被害者にとって必要に応じた適切な対応ができるよう努めます。</li> <li>・ 県主催の関係機関連絡会との連携を図り、総合的な支援体制の確立を目指します。</li> </ul>	子育て支援課  子育て支援課

<代表的な数値目標>

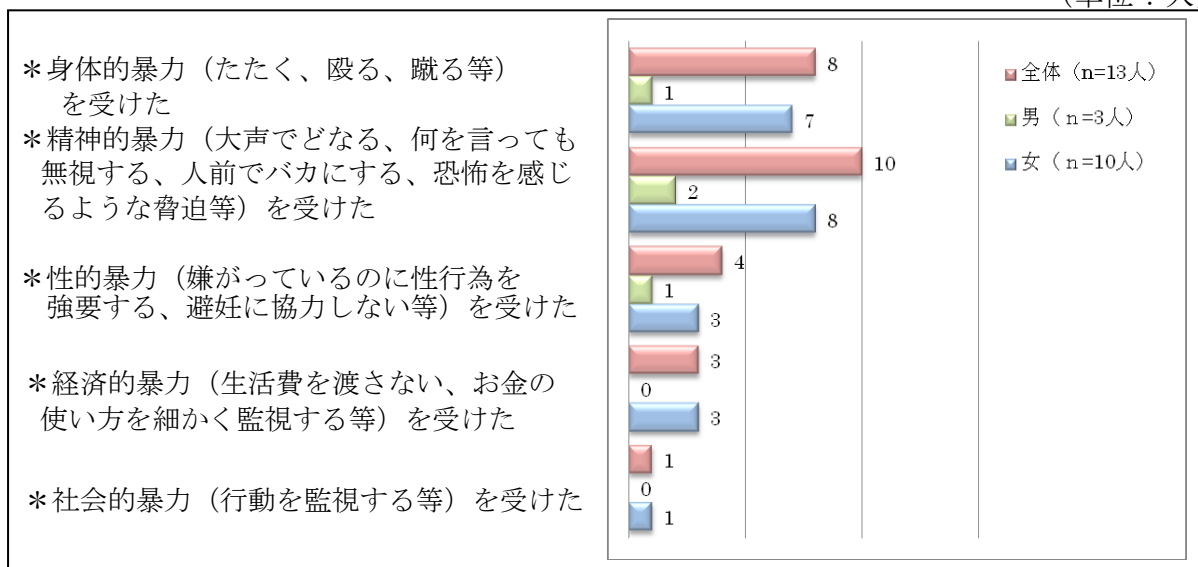
代表的な目標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
DV防止法の認知度	67.7%	80%

【参考資料】

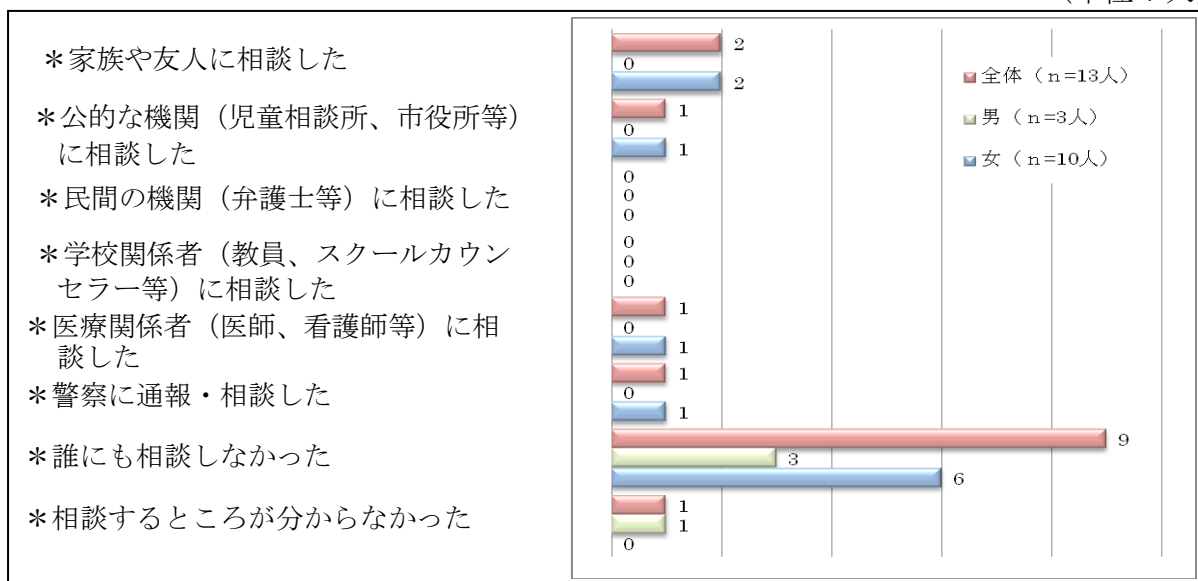
●ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験及び言葉の認識について ※複数回答



●受けた暴力の内容について(受けたことがあると答えた人のみ) ※複数回答 (単位: 人)



●暴力を受けた時の相談について(受けたことがあると答えた人のみ) ※複数回答 (単位: 人)

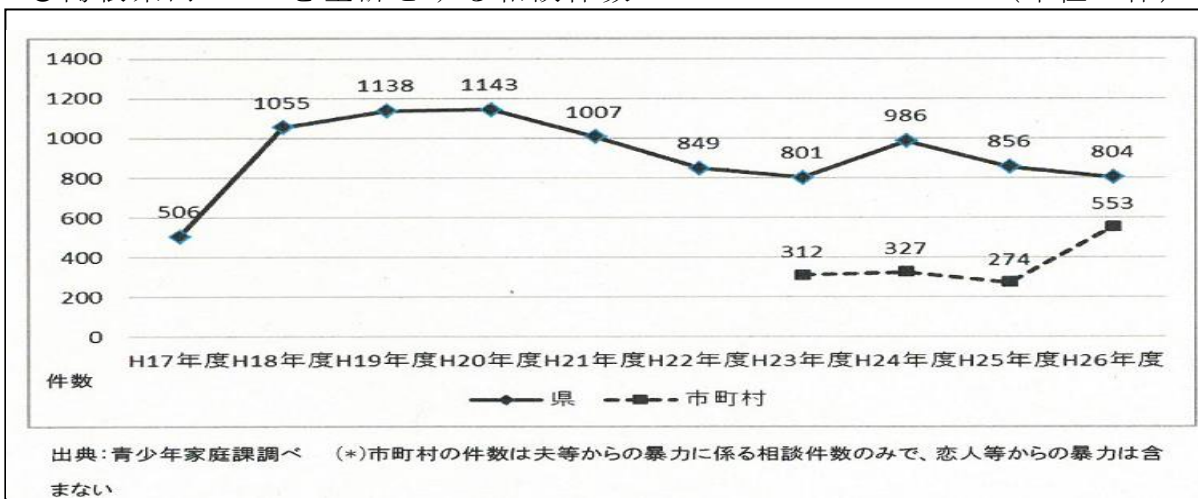


● 異性に対する暴力をなくすためには(全体・複数回答・回答割合多い順)

1、被害者が安心して相談できる窓口を充実させる	63.2%
2、犯罪の取り締まりを強化する	38.9%
3、あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する啓発活動を充実させる	32.7%
4、学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる	32.6%
5、法律・制度の制定や見直しを行う	32.6%
6、インターネット上での有害情報の規制を行う	31.1%
7、被害者の支援をする市民団体や関係機関などとの連携を強化する	28.2%
8、過激な内容の雑誌、DVDなどの販売や貸し出しを制限する	24.4%
9、メディア(新聞・テレビ等)が自主的に倫理規定を強化する	11.8%
10、その他	2.7%
11、特に対策の必要はない	1.0%

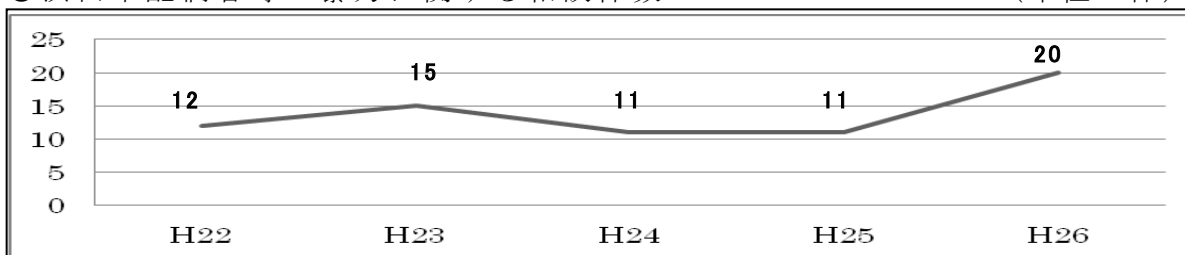
データ(平成26年度 市民の意識・実態調査より)

● 島根県内のDVを主訴とする相談件数 (単位:件)



(島根県DV対策基本計画第3次改定素案より)

● 浜田市配偶者等の暴力に関する相談件数 (単位:件)



(浜田市、事務報告書より)

## ④ 生涯を通じた男女の健康づくり

### ＜施策の方向性と取組＞

市民が生涯を通じて健康で過ごすには、男女がそれぞれの身体の特質を理解し合い、思いやりを持って生活できる環境づくりが重要です。

そのためには、低年齢層から思春期での性に関することや健康面の学習、若年層における飲酒・喫煙・薬物乱用の防止への正しい知識の啓発、女性の妊娠出産に関する関係機関の連携支援、壮年期の生活習慣病の予防、健康相談などの施策を継続して進めることが必要です。女性の妊娠出産は、人生における健康上大きな課題に直面することであり、男女ともに正しい知識と理解を深めるとともに、子どもを産み育てる責任も捉えながら、健康に生活できるよう取り組みます。

また、子どもの発育に合わせた性に関する学習や健康学習も学校と連携し、若年層には性感染症や薬物使用などに関して正しい知識と情報を入手し、理解を深め健康を享受出来るように広報・啓発活動に取り組みます。

具体的施策	内 容 説 明	担当課
健康支援のための健康教育・相談等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画関連講座や健康教育を通して、男女が健康に過ごせるよう支援します。</li> <li>・健康関係資料の配布や情報提供を行います。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター 地域医療対策課 健康長寿課  地域医療対策課 健康長寿課
学校における学習機会の提供と予防教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や医療機関などと連携を取り、思春期医療の充実に図り、思春期における健康づくりを支援します。</li> <li>・HIV／エイズ、性感染症などについての正しい知識の普及や摂食障がい、喫煙、飲酒、薬物などに関する情報提供を行い、健康を損なう恐れのある問題について啓発を行います。</li> <li>・性教育教材の貸し出しを行います。</li> </ul>	地域医療対策課 学校教育課  地域医療対策課 学校教育課  子育て支援課
妊娠・出産・育児等における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の心身の健康を目指し、医療機関などと連携した総合的な親子の健康づくりや子育て支援を進めます。</li> </ul>	子育て支援課